

■ 江戸硝子

江戸硝子とは、旧江戸地域（現在の東京地方）で江戸時代から続く手作りの技法で作られるガラス製品です。江戸硝子は2014年に国の伝統的工芸品として経済産業大臣の指定を受けました。

■ 伝統的工芸品

国の伝統的工芸品とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（「伝産法」）に基づき経済産業大臣が指定したもので、下記の指定条件を備えていることが必要とされます。

「伝統的工芸品」という呼称は、「特徴となる原材料や技術・技法の主要部分が今日まで継承され、その持ち味を維持しながら産業環境に適するように改良を加えたり、時代の需要に即した製品作りがされている工芸品」という意味です。

1. 主として日常生活で使用する工芸品であること。
2. 製造工程のうち、製品の持ち味に大きな影響を与える部分は、手作業が中心であること。
3. 100年以上の歴史を有し、今日まで継続している伝統的な技術・技法により製造されるものであること。
4. 主たる原材料が原則として100年以上継続的に使用されていること。
5. 一定の地域で事業者がある程度の規模を保ち、地域産業として成立していること。



この伝統マークを使った伝統証紙が貼られている江戸硝子は、
産地組合等が実施する検査に合格した経済産業大臣指定伝統的工芸品です。

伝統マーク
承認番号27-152